

令和3年3月31日

修正対象物品の令和2年度における輸入数量

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第4項の規定に基づき、令和2年度の初日等から令和3年2月28日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	140,000 トン	102,685 トン	37,315 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	205,000 トン	134,996 トン	70,004 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP(TPP11))(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
4	豚肉	オーストラリア	813 トン	659 トン	154 トン
5	豚肉	カナダ	273,815 トン	213,131 トン	60,684 トン
6	豚肉	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
8	豚肉	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉	メキシコ	120,757 トン	97,981 トン	22,776 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	19 トン	3 トン	16 トン
15	豚肉調製品	カナダ	33 トン	22 トン	11 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	8 トン	0 トン	8 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
24	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	5,667 トン	0 トン	5,667 トン
25	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	5,056 トン	0 トン	5,056 トン
26	オレンジ	発効国全体	39,000 トン	725 トン	38,275 トン
27	SPF製材	カナダ	1,636,000 m³	776,671 m³	859,329 m³
28	パーティクルボード	ニュージーランド	67,200 m³	29,743 m³	37,457 m³
29	OSB等	カナダ	233,000 m³	119,112 m³	113,888 m³
31	合板	ベトナム	206,000 m³	107,111 m³	98,889 m³
33	針葉樹合板	カナダ	7,200 m³	104 m³	7,096 m³
35	針葉樹合板	ニュージーランド	62,400 m³	3,961 m³	58,439 m³

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
38	豚肉	欧州連合	387,980 トン	243,843 トン	144,137 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	5,076 トン	2,927 トン	2,149 トン
40	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	2,611 トン	750 トン	1,861 トン
41	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	2,267 トン	36 トン	2,231 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン	0 トン	2,000 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
45	豚肉	アメリカ合衆国	305,378 トン	224,686 トン	80,692 トン
46	豚肉調製品	アメリカ合衆国	2,155 トン	527 トン	1,628 トン
47	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	アメリカ合衆国	1,100 トン	0 トン	1,100 トン
48	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	アメリカ合衆国	1,000 トン	20 トン	980 トン
49	オレンジ	アメリカ合衆国	37,050 トン	6,682 トン	30,368 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(日英EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
52	豚肉	英国	97,025 トン	36,113 トン	60,912 トン
53	豚肉調製品	英国	1,269 トン	525 トン	744 トン
54	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	653 トン	87 トン	566 トン
55	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	567 トン	2 トン	565 トン
56	オレンジ	英国	1,500 トン	0 トン	1,500 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1に規定する項番号。
- ・1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ・3の項、37の項、44の項及び51の項(牛肉)は、別途公表。
- ・26の項、42の項及び49の項(オレンジ)は、12月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表(関税暫定措置法施行令第19条の9)。
- ・52の項から56の項までは、1月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表(関税暫定措置法第7条の8第4項)。
- ・52の項の輸入数量には38の項の輸入数量、53の項の輸入数量には39の項の輸入数量、54の項の輸入数量には40の項の輸入数量、55の項の輸入数量には41の項の輸入数量、56の項の輸入数量には42の項の輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。